

平成 21 年 3 月 31 日

愛 知 県
財団法人愛知臨海環境整備センター

平成 21 年 3 月 18 日付けの衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場整備事業の工期延長に係る再質問については、以下のとおり回答します。

回答 について

硬化地盤対策の報告に際して、町長及び町議会議長を始め、町議会議員の皆様方から御意見・御要望を頂戴した。

当該事業の進捗状況・環境への影響などについては、今回、いただいた御意見・御要望を十分に踏まえて、町当局・町議会に御報告させていただく考えである。

回答 について

除去する硬化地盤は、盛上がり土等と共にケーソンの中詰として再利用するため、搬出しない。置き換える土砂は搬入するが、主な環境への影響としては、対策工に用いる作業船の燃料の使用による大気質への影響が考えられる。

二軸同軸式アースオーガ機は、以下のとおり深層混合処理船やサンドコンパクション船と比較して 1 時間あたりの大気汚染物質排出量が少ないことから、大気質への影響は軽微なものと考えている。

なお、対策工は陸上から約 500m 以上も離れた最も遠い位置の護岸工事場所で行っていることから、敷地境界における騒音や振動の影響は無いものと考えている。

環境影響評価では、環境影響が最大になる場合で予測評価していることから、対策工により評価が変わることはない。

一台あたり機械別大気汚染物質排出量（1 時間値）

	二軸同軸式アース オーガ機	深層混合処理船	サンドコンパクシ ョン船
NOx(m ³ /h/台)	2.71	10.85	7.91
SOx(m ³ /h/台)	0.001	1.545	2.117
SPM(kg/h/台)	0.26	1.10	1.51

回答 について

名古屋港南 5 区の公有水面埋立法による埋立免許期限が平成 22 年 3 月 23 日となっていることから、アセックにおいて最終覆土や埋立終了後の維持管理施設整備等の期間を見て平成 21 年 12 月末頃を目途に搬入停止する予定で進めているが、最近の廃棄物の搬入実績等を勘案し、関係機関と協議しながら出来る限り延命できるように努力していく。

回答 について

平成 20 年 7 月 14 日、環境部はアセックから、地盤硬化し地盤改良できない箇所があり、硬化部分の成分分析の結果から、鉄鋼スラグの影響によると考えられる旨の報告があり、環境部は速やかに企業庁に状況を報告した。

企業庁は、直ちに J V の幹事社に対し、事実関係の調査を依頼し責任追及を始めたが、現時点において幹事社は、鉄鋼スラグがどのように搬入されたか経緯を調査中であるが、まだ、解明されていないとしている。

経緯の調査内容、その結果等を公表することについては、当該箇所を施工した J V の幹事社との今後の交渉に影響を及ぼすことが懸念されるので、差し控えさせていただきたい。

アセックでは、工事の材料検収や段階検査などにおいて、砂（山砂）が使用されていることを確認しており、施工業者にも仕様に従った材料を使用するよう十分な指導を行っている。また、砂材や石材などの産地に適宜職員を派遣し、比重や品質の確認を行っており、アセックの工事において、アセックの承認を得ずに発注と異なる資材が使用されることはない。

回答 について

アセックへの無利子貸付金に係る補正予算案は、去る 3 月 11 日の県議会で可決成立し、本日貸し付けを行ったところであり、平成 23 年 3 月末日に一括償還していただく。

企業庁工事の施工業者に対策工事に要する費用全額を求償し、アセックの貸付金の返済に充てる考えである。

追加質問について

出えん金については、アセックの基本財産として寄付していただくもので、平成 8 年 9 月に閣議決定された「公益法人の設立許可及び指導監督基準」において、「公益法人は、設立目的の達成等のため、健全な事業活動を継続するために必要な確固とした財政的基礎を有するとともに、適切な会計処理がなされなければならない。」とされており、また、「財団法人にあっては、設立目的の達成に必要な事業活動を遂行するための設立当初の寄付財産の運用収入及び恒常的な賛助金収入等があること。」とされている。

したがって、当財団では新たに役員に就任いただいた場合にも基本財産への出えんをお願いしているものであり、知多市等の他の役員と同様の取り扱いとなっている。